

屋外広告物の規制内容 (案)

2021 年 8 月

須 坂 市

目 次

1. 須坂市独自の屋外広告物規制の目的	1
2. 対象となる屋外広告物の種類	1
3. 屋外広告物の規制地域	2
4. 規制地域ごとの許可基準	4

1. 須坂市独自の屋外広告物規制の目的

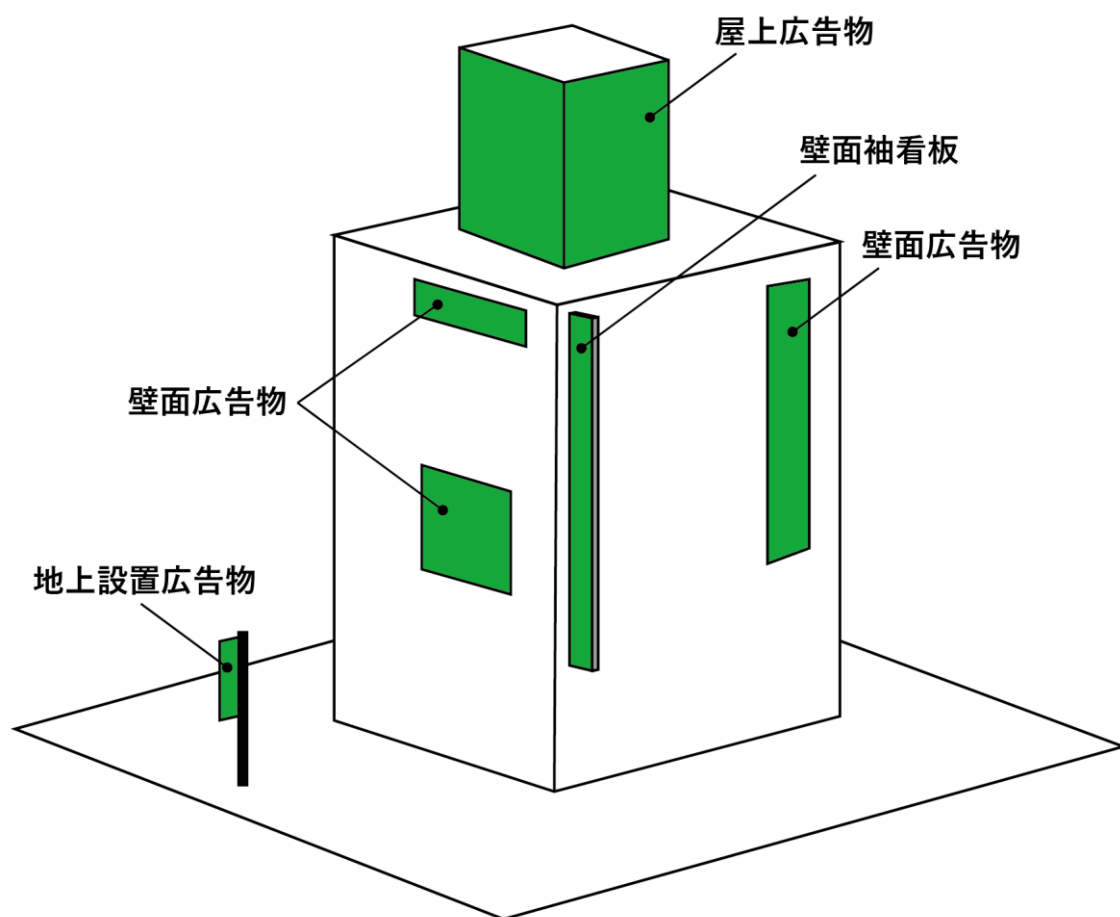
須坂市では、自然や歴史・文化が織りなす美しい景観を保全、育成するため、2000年3月に「須坂市景観形成基本計画」を策定し、景観づくりに関する様々な取り組みを行ってきました。その後、「景観法」が2004年4月に公布、翌2005年6月に全面施行されたことを受け、本市も「景観行政団体」となり、「須坂市景観計画」を定めて運用してきました。

屋外広告物は、道行く人々に様々な情報を提供するほか、街のにぎわいや風景を演出する役割を果たしています。しかし、無秩序な乱立や周囲と調和しない物は地域の景観や印象を損ねることもあります。

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、これまで「長野県屋外広告物条例」による規制基準での運用がはかられてきました。今回、「須坂市景観計画」の改定に合わせて、本市の地域特性や景観特性に応じた屋外広告物の基準等を定め、周辺の景観と調和が保たれるよう、本市独自の「屋外広告物条例」を制定し、運用することとしました。

2. 対象となる屋外広告物の種類

屋外広告物のうち、規制地域（次項参照）ごとの基準が定められるものは下記の広告物です。



3. 屋外広告物の規制地域

これまでの県条例における禁止地域等の区分に、新たに「須坂市景観計画」に定める「景観育成重点地区」及び「沿道地域」等を加え、地区特性に応じた許可基準などを定めます。

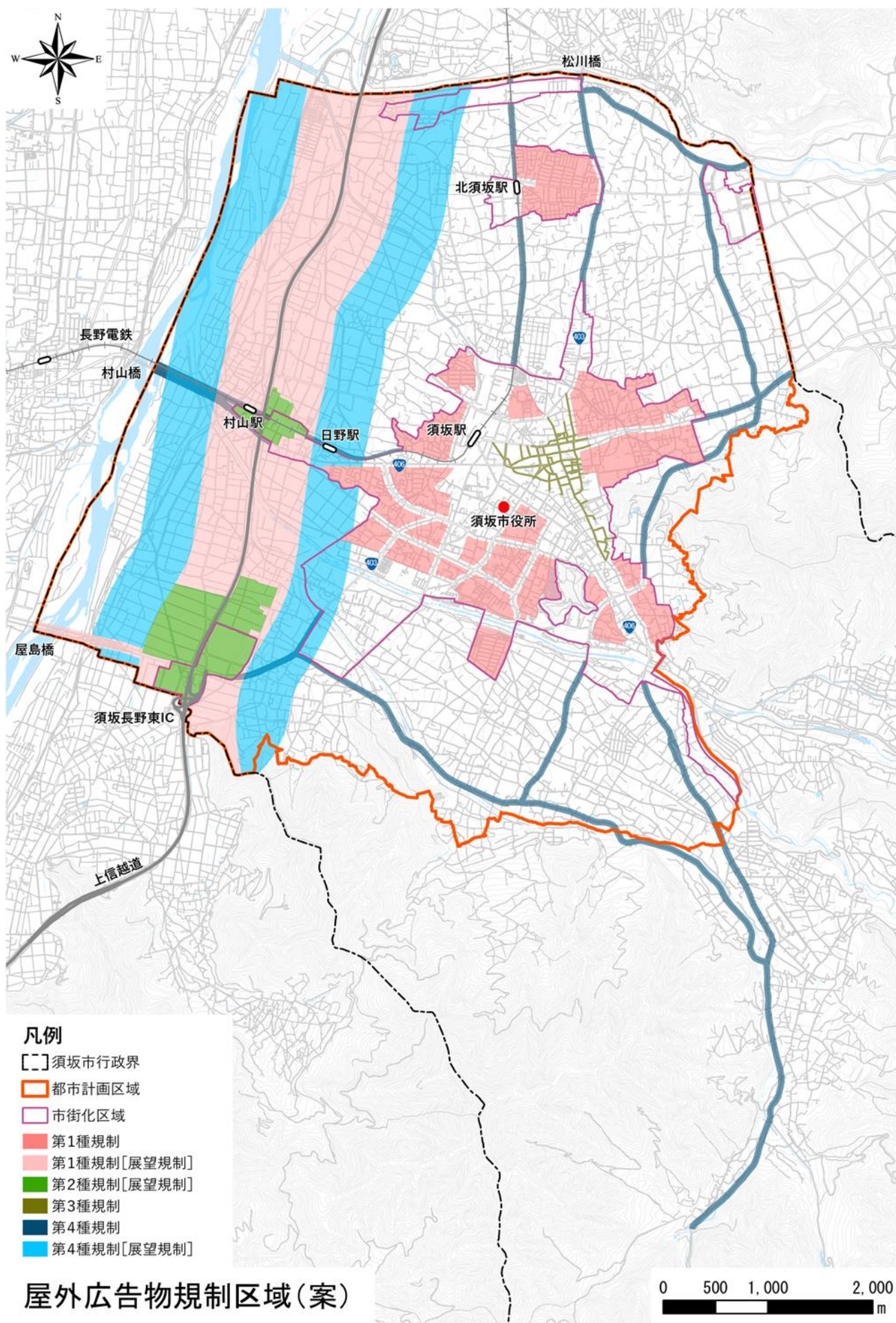
規制地域の区分は下表のとおりとします。

【規制地域の区分（案）】

区 分	地域の方針	具体的な地域・範囲等	
		各地域の範囲	展望規制範囲
第1種 規制地域	住宅環境や沿道景観に配慮し、良好な景観の形成及び風致を維持すべき地域	● 住居専用地域	● 高速自動車道沿い両側各 500m以内（商工業系地域※1を除く） ● 長野須坂インター線沿い（長野市との境界から長野電鉄旧河東線との交差点まで）両側各 50m以内（商工業系地域を除く）
第2種 規制地域	経済活動に配慮しつつ、広告物等の大きさや高さを抑え、良好な景観の形成を図る地域	—	● 第1種規制地域のうち、商工業系地域※1
第3種 規制地域	歴史的景観に配慮し、良好な景観の形成及び歴史的風致を維持すべき地域	● 須坂市景観計画に定める景観育成重点地区	—
第4種 規制地域	優れた沿道景観に配慮し、田園景観や良好な町並み景観の形成を図る地域	● 須坂市景観計画に定める沿道地域	● 高速自動車道沿い両側 500～1000m以内（商工業系地域※1を除く）

※1 商工業系地域とは・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び地区計画（豊島地区地区計画を除く）の範囲を指す。

規制地域の区域図を次ページに示します。



4. 規制地域ごとの許可基準

規制地域ごとの屋外広告物の許可基準の案を以下に示します。

	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域
非自己用広告物の設置	禁止	許可が必要（同一もしくは隣接する商工業系地域※1内の事業者に限る）	許可が必要	許可が必要
自己用広告物の設置	10㎡以下	10㎡を超える場合は許可が必要	15㎡を超える場合は許可が必要	15㎡を超える場合は許可が必要
1敷地内の総表示面積	10㎡以下	200㎡以下	200㎡以下	400㎡以下
広告物の種類	基 準			
屋上広告物（1建築物当たり）	・本体の高さが建築物の高さの6/10以下 ・建築物から横にはみ出さないこと ・建築物1棟につき1個	・本体の高さが建築物の高さの6/10以下 ・1面当たりの表示面積50㎡以下かつ合計150㎡以下 ・建築物から横にはみ出さないこと ・建築物1棟につき1個	・本体の高さが建築物の高さの6/10以下 ・1面当たりの表示面積50㎡以下かつ合計150㎡以下 ・建築物から横にはみ出さないこと ・建築物1棟につき1個	・本体の高さが建築物の高さの6/10以下かつ13m以下 ・地上からの高さ40m以下 ・1面当たりの表示面積50㎡以下かつ合計150㎡以下 ・建築物から横にはみ出さないこと ・建築物1棟につき1個
壁面広告物（壁面1面当たり）	・表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の4/10以下 ・窓面開口部をふさがないこと ・取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと	・表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の4/10以下かつ50㎡以下 ・窓面開口部をふさがないこと ・取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと	・表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の4/10以下かつ50㎡以下 ・窓面開口部をふさがないこと ・取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと	・表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の4/10以下かつ50㎡以下 ・窓面開口部をふさがないこと ・取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと
壁面袖看板	・壁面の上端を超えないこと ・下端の高さ 道路上4.7m以上（歩道上2.5m）以上 ・壁面からの出幅1.5m以下 ・道路上への出幅1.0m以下	・壁面の上端を超えないこと ・下端の高さ 道路上4.7m以上（歩道上2.5m）以上 ・壁面からの出幅1.5m以下 ・道路上への出幅1.0m以下	・壁面の上端を超えないこと ・下端の高さ 道路上4.7m以上（歩道上2.5m）以上 ・壁面からの出幅1.5m以下 ・道路上への出幅1.0m以下	・壁面の上端を超えないこと ・下端の高さ 道路上4.7m以上（歩道上2.5m）以上 ・壁面からの出幅1.5m以下 ・道路上への出幅1.0m以下
地上設置広告物（1基当たり）	【自己用広告物】 ・地上からの高さ13m以下 【非自己用広告物】 ・長野須坂インター線に隣接する商工業系地域※1内の事業者に限り、長野須坂インター線沿いへの非自己用広告物の掲出を許可する。なお、以下の条件を満たすものとする。 ・地上からの高さ5m以下 ・1面当たりの表示面積5㎡以下かつ合計10㎡以下 ・彩度6を超える色彩は1表示面積につき面積の1/3以下 ・表示内容は案内誘導広告物に限る ・1地点又は1施設につき2基以内 ・次に掲げるものを使用しないこと - 反射光のある素材 - 動光、点滅、ネオン - その他これらに類するもの ※案内誘導広告物は自己用広告物と同様に、第2種規制地域で定める1敷地内の総表示面積に含む	【自己用広告物】 ・地上からの高さ13m以下 ・1面当たりの表示面積25㎡以下 ・表示面積合計50㎡以下 【非自己用広告物】 ・同一もしくは隣接する商工業系地域※1内に限り、非自己用広告物の掲出を許可する。なお、以下の条件を満たすものとする。 ・地上からの高さ5m以下 ・1面当たりの表示面積5㎡以下かつ合計10㎡以下 ・彩度6を超える色彩は1表示面積につき面積の1/3以下 ・表示内容は案内誘導広告物に限る ・次に掲げるものを使用しないこと - 反射光のある素材 - 動光、点滅、ネオン - その他これらに類するもの ※他者敷地への案内誘導広告物は自己用広告物と同様に、1敷地内の総表示面積に含む	・地上からの高さ13m以下 ・1面当たりの表示面積25㎡以下 ・表示面積合計50㎡以下	・地上からの高さ13m以下 ・1面当たりの表示面積25㎡以下 ・表示面積合計50㎡以下
上記広告物の彩度	・地色の彩度は15未満とする	・地色の彩度は15未満とする	・地色の彩度は15未満とする ・彩度6を超える色彩は1表示面積につき3分の1以下とする	・地色の彩度は15未満とする
上記広告物の高さ	・都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。	・都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。	・都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。	・都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。
上記広告物の照明・その他	・次に掲げるものの表示面積は実際面積の2倍面積として扱う。 - 反射光のある素材 - 動光・点滅・ネオン - その他これらに類するもの ・照明は下向き照射とする	・次に掲げるものの表示面積は実際面積の2倍面積として扱う。 - 反射光のある素材 - 動光・点滅・ネオン - その他これらに類するもの ・照明は下向き照射とする	・次に掲げるものを使用しないこと - 反射光のある素材 - 動光・点滅・ネオン - その他これらに類するもの ・照明は下向き照射とする	・次に掲げるものの表示面積は実際面積の2倍面積として扱う。 - 反射光のある素材 - 動光・点滅・ネオン - その他これらに類するもの ・照明は下向き照射とする

※1 商工業系地域とは・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び地区計画（豊島地区地区計画を除く）の範囲を指す。

【第1種規制地域】

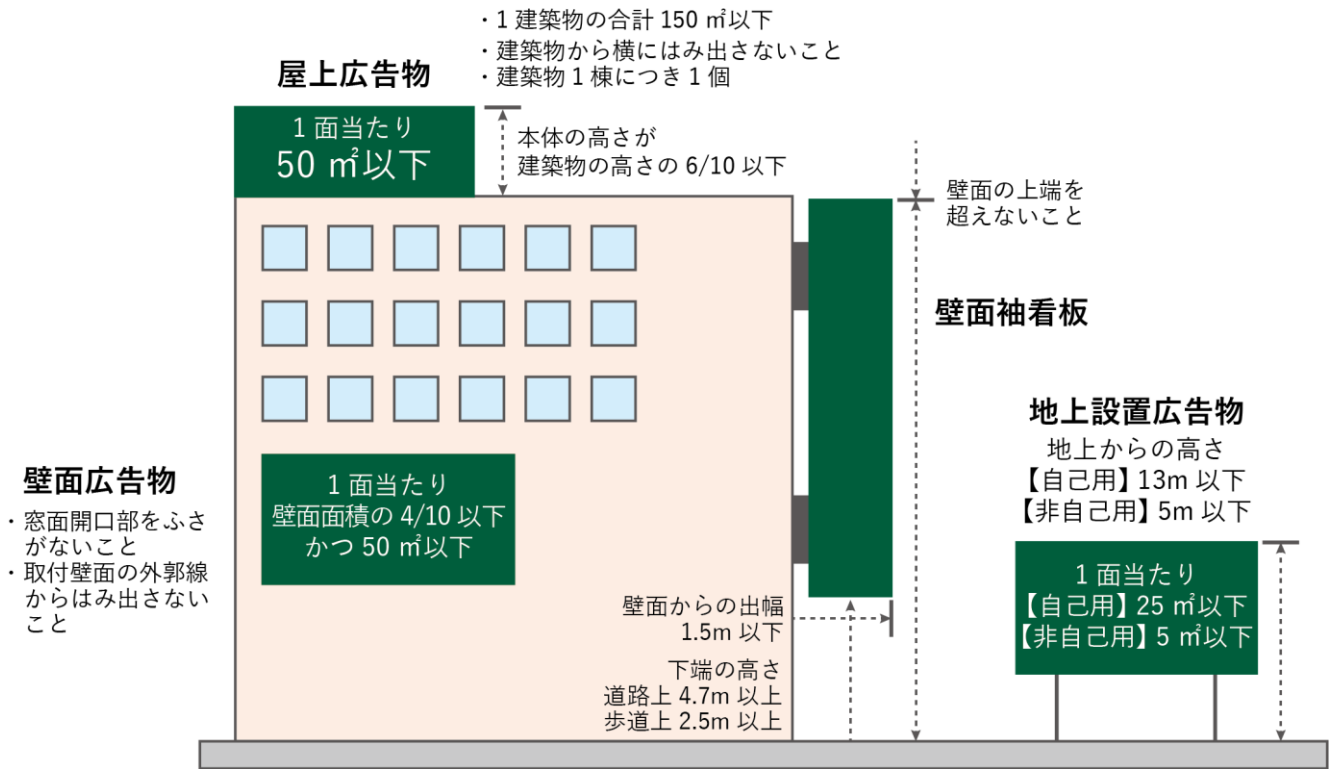
地域の方針	住宅環境や沿道景観に配慮し、良好な景観の形成及び風致を維持すべき地域	
各地域の範囲	● 住居専用地域	
展望規制範囲	● 高速自動車道沿い両側各 500m以内（商工業系地域※ ¹ を除く） ● 長野須坂インター線：長野市との境界から長野電鉄旧河東線との交差点まで（両側各 50m以内、商工業系地域※ ¹ を除く）	
非自己用広告物の設置	禁止	
自己用広告物の設置	10 m ² 以下	許可申請は不要（基準以下で設置のこと）
1 敷地内の総表示面積	10 m ² 以下	
広告物の種類	基 準	
屋上広告物 （1 建築物当たり）	● 本体の高さが建築物の高さの 6/10 以下 ● 建築物から横にはみ出さないこと ● 建築物 1 棟につき 1 個	● 次に掲げるものの表示面積は実際面積の 2 倍面積として扱う。 ・ 反射光のある素材 ・ 動光・点滅・ネオン ・ その他これらに類するもの ● 照明は下向き照射とする
壁面広告物 （壁面 1 面当たり）	● 表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の 4/10 以下 ● 窓面開口部をふさがないこと ● 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと	
壁面袖看板	● 壁面の上端を超えないこと ● 下端の高さ 道路上 4.7m以上（歩道上 2.5m）以上 ● 壁面からの出幅 1.5m以下 ● 道路上への出幅 1.0m以下	
地上設置広告物 （1 基当たり）	【自己用広告物】 ● 高さ 13m以下 【非自己用広告物】 ● 長野須坂インター線に隣接する商工業系地域内の事業者に関し、長野須坂インター線沿いへの非自己用広告物の掲出を許可する。なお、以下の条件を満たすものとする。 ・ 地上からの高さ 5m以下 ・ 1 面当たりの表示面積 5 m ² 以下かつ合計 10 m ² 以下 ・ 彩度 6 を超える色彩は 1 表示面積につき面積の 3 分の 1 以下 ・ 表示内容は案内誘導広告物に限る ・ 1 地点又は 1 施設につき 2 基以内 ・ 次に掲げるものを使用しないこと 反射光のある素材／動光、点滅、ネオン／その他これらに類するもの ※案内誘導広告物は自己用広告物と同様に、第 2 種規制地域で定める 1 敷地内の総表示面積に含む	
上記広告物の彩度	● 地色の彩度は 15 未満とする。	
上記広告物の高さ	● 都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。	

※1 商工業系地域とは・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び地区計画（豊島地区地区計画を除く）の範囲を指す。

【第2種規制地域】

地域の方針	経済活動に配慮しつつ、広告物等の大きさや高さを抑え、良好な景観の形成を図る地域	
各地域の範囲	－	
展望規制範囲	● 第1種地域のうち、商工業系地域※1	
非自己用広告物の設置	許可が必要（同一もしくは隣接する商工業系地域内の事業者に限る）	
自己用広告物の設置	10㎡を超える場合は許可が必要	
1敷地内の総表示面積	200㎡以下	
広告物の種類	基 準	
屋上広告物 (1建築物当たり)	● 本体の高さが建築物の高さの6/10以下 ● 1面当たりの表示面積50㎡以下かつ合計150㎡以下 ● 建築物から横にはみ出さないこと ● 建築物1棟につき1個	● 次に掲げるものの表示面積は実際面積の2倍面積として扱う。 ・ 反射光のある素材 ・ 動光・点滅・ネオン ・ その他これらに類するもの ● 照明は下向き照射とする。
壁面広告物 (壁面1面当たり)	● 表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の4/10以下かつ50㎡以下 ● 窓面開口部をふさがないこと ● 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと	
壁面袖看板	● 壁面の上端を超えないこと ● 下端の高さ 道路上4.7m以上（歩道上2.5m）以上 ● 壁面からの出幅1.5m以下 ● 道路上への出幅1.0m以下	
地上設置広告物 (1基当たり)	【自己用広告物】 ● 地上からの高さ13m以下 ● 1面当たりの表示面積25㎡以下 ● 表示面積合計50㎡以下 【非自己用広告物】 ● 同一もしくは隣接する商工業系地域内に限り、非自己用広告物の掲出を許可する。なお、以下の条件を満たすものとする。 ・ 地上からの高さ5m以下 ・ 1面当たりの表示面積5㎡以下かつ合計10㎡以下 ・ 彩度6を超える色彩は1表示面積につき面積の3分の1以下 ・ 表示内容は案内誘導広告物に限る ・ 次に掲げるものを使用しないこと 反射光のある素材／動光、点滅、ネオン／その他これらに類するもの ※他者敷地への案内誘導広告物は自己用広告物と同様に、1敷地内の総表示面積に含む	
上記広告物の彩度	● 地色の彩度は15未満とする。	
上記広告物の高さ	● 都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。	

※1 商工業系地域とは・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び地区計画（豊島地区地区計画を除く）の範囲を指す



【第3種規制地域】

地域の方針	歴史的景観に配慮し、良好な景観の形成及び歴史的風致を維持すべき地域	
各地域の範囲	● 須坂市景観計画に定める景観育成重点地区	
展望規制範囲	—	
非自己用広告物の設置	許可が必要	
自己用広告物の設置	15 m ² を超える場合は許可が必要	
1敷地内の総表示面積	200 m ² 以下	
広告物の種類	基 準	
屋上広告物 (1建築物当たり)	● 本体の高さが建築物の高さの 6/10 以下 ● 1 面当たりの表示面積 50 m²以下かつ合計 150 m²以下 ● 建築物から横にはみ出さないこと ● 建築物 1 棟につき 1 個	● 次に掲げるものを使用しないこと。 ・ 反射光のある素材 ・ 動光・点滅・ネオン ・ その他これらに類するもの ● 照明は下向き照射とする。
壁面広告物 (壁面 1 面当たり)	● 表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の 4/10 以下かつ 50 m²以下 ● 窓面開口部をふさがないこと ● 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと	
壁面袖看板	● 壁面の上端を超えないこと ● 下端の高さ 道路上 4.7m以上（歩道上 2.5m）以上 ● 壁面からの出幅 1.5m以下 ● 道路上への出幅 1.0m以下	
地上設置広告物 (1基当たり)	● 地上からの高さ 13m以下 ● 1 面当たりの表示面積 25 m²以下 ● 表示面積合計 50 m²以下	
上記広告物の彩度	● 地色の彩度は 15 未満とする。 ● 彩度 6 を超える色彩は 1 表示面につき 3 分の 1 以下とする。	
上記広告物の高さ	● 都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。	

【第4種規制地域】

地域の方針	優れた沿道景観に配慮し、田園景観や良好な町並み景観の形成を図る地域	
各地域の範囲	● 須坂市景観計画に定める沿道地域	
展望規制範囲	● 高速自動車道沿い両側 500～1000m以内（商工業系地域※1を除く）	
非自己用広告物の設置	許可が必要	
自己用広告物の設置	15 ㎡を超える場合は許可が必要	
1 敷地内の総表示面積	400 ㎡以下	
広告物の種類	基 準	
屋上広告物 (1 建築物当たり)	● 本体の高さが建築物の高さの 6/10 以下かつ 13m以下 ● 地上からの高さ 40m以下 ● 1 面当たりの表示面積 50 ㎡以下かつ合計 150 ㎡以下 ● 建築物から横にはみ出さないこと ● 建築物 1 棟につき 1 個	● 次に掲げるものの表示面積は実際面積の 2 倍面積として扱う。 ・ 反射光のある素材 ・ 動光・点滅・ネオン ・ その他これらに類するもの ● 照明は下向き照射とする。
壁面広告物 (壁面 1 面当たり)	● 表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の 4/10 以下かつ 50 ㎡以下 ● 窓面開口部をふさがないこと ● 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと	
壁面袖看板	● 壁面の上端を超えないこと ● 下端の高さ 道路上 4.7m以上（歩道上 2.5m）以上 ● 壁面からの出幅 1.5m以下 ● 道路上への出幅 1.0m以下	
地上設置広告物 (1 基当たり)	● 地上からの高さ 13m以下 ● 1 面当たりの表示面積 25 ㎡以下 ● 表示面積合計 50 ㎡以下	
上記広告物の彩度	● 地色の彩度は 15 未満とする。	
上記広告物の高さ	● 都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。	

※1 商工業系地域とは・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び地区計画（豊島地区地区計画を除く）の範囲を指す